

## 【森林計画関係用語集（目次）】

### 【用語の解説】

地域森林計画の樹立に当たり、専門的用語についてなるべくわかりやすく解説した用語集である。

---

#### 《あ》

育成単層林（いくせいたんそうりん）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

一斉林（いっせいりん）

入会権（いりあいけん）

入会林野（いりあいりんや）

うっ閉（うっぺい）

枝打ち（えだうち）

エリートツリー

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

---

#### 《か》

カーボン・オフセット

皆伐（かいばつ）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

かかり木（かかりぎ）

かき起こし（かきおこし）

拡大造林（かくだいぞうりん）

下層植生（かそうしょくせい）

学校林（がっこうりん）

刈払い（かりはらい）

乾燥材（かんそうざい）

間伐（かんばつ）

かん木（かんぼく）

木取り（きどり）

胸高直径（きょうこうちよっけい）

形状比（けいじょうひ）

溪畔林（けいはんりん）

県営林（けんえいりん）

原木（げんぼく）

【森林計画関係用語集（目次）】

公益的機能（こうえきてききのう）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

更新（こうしん）

更新困難地（こうしんこんなんち）

高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

合板（ごうはん）

国有林（こくゆうりん）

広葉樹（こうようじゅ）

5条森林（ごじょうしんりん）

コンテナ苗（こんてななえ）

---

《さ》

財産区（ざいさんく）

材積（ざいせき）

再造林（さいぞうりん）

最多密度（さいたみつど）

挿し木（さしき）

里山林（さとやまりん）

砂防指定地（さぼうしていち）

山地災害防止機能・土壌保全機能（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのう  
いじぞうしんしんりん）

CLT（シーえるていー 直交集成板：ちよっこうしゅうせいばん）

地ごしらえ（じごしらえ）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

下刈り（したがり）

市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

指定施業要件（していせぎょうようけん）

自伐型林業（じばつがたりんぎょう）

集成材（しゅうせいざい）

収量比数（しゅうりょうひすう）

樹冠（じゅかん）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

受光伐（じゅこうばつ）

主伐（しゅばつ）

除伐（じょばつ）

【 森 林 計 画 関 係 用 語 集 (目 次)】

針広混交林 (しんこうこんこうりん)

人工造林 (じんこうぞうりん)

人工林 (じんこうりん)

針葉樹 (しんようじゅ)

森林インストラクター (しんりんインストラクター)

森林環境教育 (しんりんかんきょうきょういく)

森林基本図 (しんりんきほんず)

森林組合 (しんりんくみあい)

森林経営管理制度 (しんりんけいえいかんりせいど)【新たな森林管理システム】

森林経営計画 (しんりんけいえいけいかく)

森林計画図 (しんりんけいかくず)

森林計画制度 (しんりんけいかくせいど)

森林作業道 (しんりんさぎょうどう)

森林GIS (しんりんじいあいえす)「地理情報システム」

森林所有者 (しんりんしょゆうしゃ)

森林整備 (しんりんせいび)

森林整備推進協定 (しんりんせいびすいしんきょうてい)

森林施業 (しんりんせぎょう)

森林総合監理士 (しんりんそうごうかんりし)【フォレスター】

森林土壌 (しんりんどじょう)

森林簿 (しんりんぼ)

森林法 (しんりんほう)

森林・林業基本計画 (しんりん・りんぎょうきほんけいかく)

森林・林業基本法 (しんりん・りんぎょうきほんほう)

水源涵養機能 (すいげんかんようきのう)

水源涵養機能維持増進森林 (すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん)

水土保持 (すいどほぜん)

精英樹 (せいえいじゅ)

制限林 (せいげんりん)

生産森林組合 (せいさんしんりんくみあい)

成長量 (せいちょうりょう)

生物多様性保全機能 (せいぶつたようせいほぜんきのう)

施業体系 (せぎょうたいけい)

全国森林計画 (ぜんこくしんりんけいかく)

ゾーニング

素材生産 (そざいせいさん)

【 森 林 計 画 関 係 用 語 集 (目 次)】

---

《た》

択伐 (たくばつ)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律  
(だつたんそしゃかいのじつげんにしするなどのためのけんちくぶつとうにおけるもくざ  
いのりようのそくしんにかんするほうりつ)

多面的機能 (ためんてききのう)

団粒構造 (だんりゅうこうぞう)

地位 (ちい)

地域森林計画 (ちいきしんりんけいかく)

地況 (ちきょう)

地球環境保全機能 (ちきゅうかんきょうほぜんきのう)

治山事業 (ちさんじぎょう)

鳥獣害防止森林区域 (ちょうじゅうがいぼうししんりんくいき)

長伐期施業 (ちょうばつきせぎょう)

つる切り (つるきり)

適地適木 (てきちてきぼく)

天然下種更新 (てんねんかしゅこうしん)

天然更新 (てんねんこうしん)

天然生林 (てんねんせいりん)

天然林 (てんねんりん)

特定広葉樹 (とくていこうようじゅ)

特定苗木 (とくていなえぎ)

特定保安林 (とくていほあんりん)

特定母樹 (とくていぼじゅ)

特用林産物 (とくようりんさんぶつ)

---

《な》

長崎県産材 (ながさきけんさんざい)

2条森林 (にじょうしんりん)

二次林 (にりじん)

認定森林施業プランナー (にんていしんりんせぎょうぷらんなー)

---

《は》

バイオマス

伐期 (ばつき)

【 森 林 計 画 関 係 用 語 集 (目 次)】

伐採種 (ばっさいしゆ)

標準伐期齡 (ひょうじゅんばっきれい)

風衝地 (ふうしょうち)

複層林施業 (ふくそうりんせぎょう)

不在村森林所有者 (ふざいそんしんりんしよゆうしゃ)

普通林 (ふつうりん)

プレカット

文化機能 (ぶんかきのう)

分収林 (ぶんしゅうりん)

平均成長量 (へいきんせいちょうりょう)

保安施設事業 (ほあんしせつじぎょう)

保安施設地区 (ほあんしせつちく)

保安林 (ほあんりん)

保育 (ほいく)

萌芽更新 (ぼうがこうしん)

保健機能維持増進森林 (ほけんきのういじぞうしんしんりん)

保健・レクリエーション機能 (ほけん・れくりえーしょんきのう)

保護樹帯 (ほごじゅたい)

-----  
《ま》

松くい虫 (まつくいむし)

マツノザイセンチュウ

未立木地 (みりゅうぼくち)

民有林 (みんゆうりん)

無立木地 (むりゅうぼくち)

芽かき (めかき)

木材等生産機能維持増進森林 (もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん)

-----  
《や》

山元立木価格 (やまもとりゅうぼくかかく)

用材 (ようざい)

-----  
《ら》

ラミナ

立木 (りゅうぼく)

林家 (りんか)

【 森 林 計 画 関 係 用 語 集 (目 次)】

林冠 (りんかん)

林況 (りんきょう)

林業研究グループ (りんぎょうけんきゅうぐるーぷ)

林業事業体 (りんぎょうじぎょうたい)

林業専用道 (りんぎょうせんようどう)

林業普及指導員 (りんぎょうふきゅうしどういん)

林業労働力確保支援センター (りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

林産物 (りんさんぶつ)

林床 (りんしょう)

林小班 (りんしょうはん)

林相 (りんそう)

林地開発 (りんちかいはつ)

林地残材 (りんちざんざい)

林道 (りんどう)

林道改良 (りんどうかいりょう)

林道密度 (りんどうみつど)

林内相対照度 (りんないそうたいしょうど)

林内道路密度 (りんないどうろみつど)

林分 (りんぶん)

林分密度管理図 (りんぶんみつどかんりず)

林齢 (りんれい)

齢級 (れいきゅう)

列状間伐 (れつじょうかんばつ)

連年成長量 (れんねんせいちょうりょう)

路網 (ろもう)

路網整備等推進区域 (ろもうせいびとうすいしんくいき)

【用語の解説】

地域森林計画の樹立に当たり、専門用語についてなるべくわかりやすく解説した用語集です。なお、解説文中の※の専門用語については別途解説しています。

---

《あ》

育成単層林（いくせいたんそうりん）

樹齢や樹高がほぼ等しい樹木から構成される森林のこと。一定範囲の樹木を全部又はまとめて一度に伐採し、その後に一斉に植林することにより造成される森林。

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する樹木を少しずつ伐採し、新たに苗木を植えたり天然更新※により稚樹を育成し、樹齢や樹種が異なる樹木で構成される森林。

一斉林（いっせいらん）

樹冠※の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐※跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齢林、単純林ともいう。

入会権（いりあいけん）

一定の地域住民が特定の森林等を伐木や採草等のために共同で利用する権利のこと。

入会林野（いりあいりんや）

民法で規定する入会権※の目的となっている林野。一定の地域住民が旧来の習慣の下に共同して管理し、採草、放牧、木材生産などに利用している。

うっ閉（うっぺい）

隣り合う林木の樹冠※が接して日光が地面に届かなくなった状態。

枝打ち（えだうち）

節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。

エリートツリー

これまで植栽されてきたスギやヒノキのうち成長が良いもの（精英樹※）を交配して次世代の精英樹として新たに選抜されたもの。成長量や材の強さ、花粉の量が半分程度など優れた特性を持つ個体である。エリートツリーの中から特に優良な個体は特定母樹※として指定されている。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

地球から宇宙への赤外線放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）等がある。

---

《か》

カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な

## 【森林計画関係用語集（解説）】

排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量等を購入することなどにより相殺（オフセット）することをいう。国内で実施される温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を、環境省が認証する「オフセット・クレジット（J-VET）制度」に基づいて発行される「オフセット・クレジット（J-VET）」はカーボン・オフセット等に活用が可能で、市場における流通が可能となり、金銭的な価値を持つ。

### 皆伐（かいばつ）

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

### 快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化、騒音防止などの諸機能。

### 快適環境形成機能維持増進森林

#### （かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林で、快適環境形成機能<sup>\*</sup>の高度発揮が特に求められる森林。

### かかり木（かかりぎ）

伐倒木が残っている立木にひっかかってしまい地面に倒れ込まない状態のこと。かかり木は危険を伴うため、適正な方法での処理が必要である。

### かき起こし（かきおこし）

天然更新<sup>\*</sup>を行うための補助作業の一つで、稚樹の定着を促進するために、ササ等の林床<sup>\*</sup>植生を剥ぎ取る作業。

### 拡大造林（かくだいぞうりん）

天然林<sup>\*</sup>を伐採した跡地や原野などに人工造林<sup>\*</sup>を行うこと。

### 下層植生（かそうしょくせい）

森林において、上層木に対する下層木及び草本類からなる植物集団のまとまりをいう。

### 学校林（がっこうりん）

自然体験や環境教育などで使用するため、学校が保有する森林。

### 刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈り<sup>\*</sup>と同じ。

### 乾燥材（かんそうざい）

建築用材などとして使用する前に、あらかじめ乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法安定性の向上やひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。

### 間伐（かんばつ）

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐<sup>\*</sup>後から主伐<sup>\*</sup>までの間に育成目的に応じて数回に分けて実施する。

### かん木（かんぼく）



低木のこと。

#### 木取り（きどり）

製材において、丸太の形（直径、曲がり、偏心度）や欠点の有無（節、腐れ、割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し、種々の製材品をつくること。

#### 胸高直径（きょうこうちよっけい）

立木※材積※測定に用いられ、成人の胸の高さの位置の樹木の直径をいう。通常は地上1.2mの高さである。

#### 形状比（けいじょうひ）

樹高（H）を胸高直径（D）で割った値（ $H/Dm$ ）をいい、樹幹の形状を示す物差しの一つ。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

#### 溪畔林（けいはんりん）

水域（溪流）と陸域（植生）が直接に影響を及ぼし合っている場所に成立する森林（溪流を含むと溪畔域）。

#### 県営林（けんえいりん）

県が管理育成している森林。県有林のほかに、分収契約を結んだ県行造林も含まれる。

#### 原木（げんぼく）

製材、合板、パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

#### 公益的機能（こうえきてききのう）

一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材等の生産機能を除いた、水源かん養機能※、山地災害防止機能※、生活環境保全機能※、保健・レクリエーション機能※をいう。

#### 公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

#### 更新（こうしん）

伐採等により樹木が無くなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等による森林の世代交替。

#### 更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地、風衝地など伐採すると樹木の成育が難しい森林。

#### 高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は次のとおり。

プロセッサ（枝払い・玉切り）

## 【森林計画関係用語集（解説）】

林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。

ハーベスタ（伐倒・枝払い・玉切り・集積）

従来チェーンソーで行なっていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ（集材）

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。

スキッド（集材）

丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。

スイングヤーダ（集材）

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。

フェラーバンチャ（伐倒・集積）

立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。

### 合板（ごうはん）

丸太から薄くむいた板（単板）を、繊維（木目）の方向が直交するように交互に重ね、接着したもの。木造建物の壁や屋根の材料になる。

### 国有林（こくゆうりん）

政府が保管管理する森林。面積は760万 ha あり、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占める。

### 広葉樹（こうようじゅ）

幅が広く、葉の面積が大きな樹木。双子葉植物に属する樹木の多くが広葉樹である。

### 5条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で、自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して、森林として利用することがふさわしい民有林をいう。

### コンテナ苗（こんてななえ）

近年、普及してきた育苗方法。容器内部にリブ（縦筋状の突起）を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器で育成した苗木。根が培地に張り巡らされ、根鉢が容易に崩れない状態が保たれ、根が垂直方向に発達して根巻きしないのが特徴。

---

《さ》

### 財産区（ざいさんく）

市町村及び特別区の一部で、財産を所有する特別地方公共団体をいう。

### 材積（ざいせき）

木材や樹木の体積をいい、m<sup>3</sup>（立方メートル）で表す。

### 再造林（さいぞうりん）

人工林の伐採跡地に人工造林\*を行うこと。多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽。

### 最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では、成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で、林分は、林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており、この関係を表したものが最多密度曲線である。

### 挿し木（さしき）

植物の栄養器官である枝や葉の一部を樹体から切り離して土壌中に挿し、それ自体で発根、発芽させることで一個体として独立させる栄養繁殖の方法のこと。挿し木を行う枝のことを挿し穂といい、母樹と全く同じ遺伝子をもつクローンを大量に獲得できるメリットがある。スギは挿し木が容易であるが、ヒノキは個体差が大きい。

### 里山林（さとやまりん）

居住地区近くに広がる森林。薪炭材の伐採、落葉の採取などを通じて地域住民に利用されている、あるいは、利用されていたもの。

### 砂防指定地（さぼうしていち）

砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。

### 山地災害防止機能・土壌保全機能（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出、落石等の山地災害の発生のほか、表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土壌を保持するなどの諸機能。

### 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林で、山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

### CLT（シーえるていー 直交集成板：ちよっこうしゅうせいばん）

ひき板を幅方向に並べたものを繊維方向が直交するように積層接着した製品で、合板と集成材を掛け合わせたような木質材料である。大きな面材料であるCLTは畳約10畳分の大きさを製造することが可能。欧米を中心に、中・大規模のマンションや商業施設の壁や床に用いられるなど急速に普及が進んでいる。

### 地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新\*の準備のため、雑草やかん木\*の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。

### 持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

## 【森林計画関係用語集（解説）】

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

### 下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草やかん木<sup>\*</sup>を刈り払う作業。一般に植栽後 5～7 年間、毎年春から夏の間に行われる。

### 市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

森林法に基づき、市町村が民有林を対象として 5 年ごとに立てる 10 年を一期とする計画。伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定める。

### 指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、択伐<sup>\*</sup>、皆伐<sup>\*</sup>の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種について指定される。

### 自伐型林業（じばつがたりんぎょう）

山林所有の有無、あるいは所有規模に関わらず、森林の経営や管理を自らが長期的な視点で行う自立・自営的な林業のこと。

### 集成材（しゅうせいざい）

板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と階段材、床材等の造作用集成材に大別。

### 収量比数（しゅうりょうひすう）

林分密度管理図に示されている最多密度<sup>\*</sup>曲線に平行して示される線のことで、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する割合をいう。

### 樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり。樹種によって異なるため識別しやすい。クローネともいう。

### 樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね 20 m<sup>2</sup>の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10 分の 5 以下を疎、10 分の 6 から 10 分の 8 を中、10 分の 9 以上を密としている。

### 受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に、下層木が成長できるように、陽光を調整するために行う伐採のこと。

### 主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し、収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の更新を行う。

### 除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に下刈りを終了し

てから、植栽木の枝葉が茂り、間伐が必要な状態になるまでに数回行われる。

#### 針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

#### 人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子の播き付け、挿し木など的人為的な方法により森林を造成すること。

#### 人工林（じんこうりん）

人工造林等の人為を加えて成立した林分のことをいう。

#### 針葉樹（しんようじゅ）

裸子植物で球果類に属する樹木をいう。多くはマツなどのように針のような細長い葉をもつが、マキ科のナギなどのように幅のある葉をもつものでも、球果類であるため針葉樹に分類される。

#### 森林インストラクター（しんりんインストラクター）

都市住民等の一般の森林利用者に対して、森林や林業に関する知識を与え、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う専門家。資格試験は（一社）全国森林レクリエーション協会が実施。

#### 森林環境教育（しんりんかんきょうきょういく）

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶことにより、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成するための取組。

#### 森林基本図（しんりんきほんず）

空中写真等の図化成果を用いて作成した 1/5, 000 の地形図のこと。

#### 森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

#### 森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）【新たな森林管理システム】

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、公的主体である市町村が中心となって経営管理が行われていない森林について集積・集約化を進める「森林経営管理制度」が創設。

#### 森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。

#### 森林計画図（しんりんけいかくず）

1/5, 000 の森林基本図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と一致した関係である。

#### 森林計画制度（しんりんけいかくせいど）

国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、



## 【森林計画関係用語集（解説）】

森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで、森林の経営を規制する制度。

具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。

### 森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で、森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり、主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を想定したもの。

### 森林GIS（しんりんじいあいえず）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を電子化し一元的に管理する。これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳簿等を出力することができるシステム。

### 森林所有者（しんりんしょゆうしゃ）

森林法第2条第2項で、権限に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

### 森林整備（しんりんせいび）

森林施業\*とそのために必要な施設（林道\*等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

### 森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定（県内の協定地：刈馬地区、五島地区）。

### 森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採、造林、保育などの諸行為を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

### 森林総合監理士（しんりんそうごうかんりし）【フォレスター】

平成25年度より林業普及指導員資格試験に新設した資格試験区分「地域森林総合監理」試験の合格者のうち、登録をした者について森林総合監理士（フォレスター）として認定された者で、「市町村森林整備計画」の策定支援を通じて地域の森林づくりの全体像を描き、併せて市町村が行う行政事務の実行支援を通じて森林所有者等に対して指導する。具体的には、地域のリーダーとして広域的、長期的な視点に立って、地域の森林・林業の構想を作成し、公平・公正・中立的な立場から、地域の森林・林業関係者や一般市民の間で構想について合意を形成し、構想の実現に向け、制度や予算等を活用しながら具体的な取組を進めていく。

### 森林土壌（しんりんどじょう）

森林植生の成立の基盤となっている土壌であり、また、森林植生の影響下で土壌生成が行われた土壌。褐色森林土などがある。

### 森林簿（しんりんぼ）

地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊である。

#### 森林法（しんりんほう）

明治30年に制定され、昭和26年に全面的に改正された森林行政の基本法である。近年では、平成10年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成13年に、重視する機能に応じて森林を3区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正された。平成23年に「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため改正され、森林所有者がその責務を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置された。

#### 森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、森林・林業基本法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに、関連施策を示している。

#### 森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化等に伴い、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくため、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ、その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

#### 水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し、濁水を緩和する機能を合わせた機能。

#### 水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

#### 水土保持（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点。

#### 精英樹（せいえいじゅ）

同じ土壌条件で地域に生育する同種・同齢木に比べて特に優れた成長をしている樹木をいう。成長のほか樹冠が小さく幹が通直などの特性で評価し選抜されている。

#### 制限林（せいげんりん）

保安林、保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。生産森林組合（せいさんしんりんくみあい）

森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合は組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合

は組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。

成長量（せいちょうりょう）

一定期間の間に立木が成長した量で、森林計画では1年間の成長量（m<sup>3</sup>/年）をいう。

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子の多様性や生物種の多様性、生態系の多様性など根源的な諸機能。

施業体系（せぎょうたいけい）

森林の有する各機能を発揮するため、森林の造成、維持する方法を体系化したもの。

全国森林計画（ぜんこくしんりんけいかく）

森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即し、農林水産大臣が閣議決定を経て5年ごとにたてる15年間の計画。

ゾーニング

地形や土壌といった自然的条件や集約的な施業が可能となる経済的条件、生物多様性の保全といった観点から地域のあるべき森林配置を市町村森林整備計画に定めたもの。

素材生産（そざいせいさん）

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。

---

《た》

択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（だつたんそしゃかいのじつげんにしするなどのためのけんちくぶつとうにおけるもくざいのりようのそくしんにかんするほうりつ）

建築物等における木材の利用を促進するため、国及び地方公共団体が策定する木材の利用の促進に関する基本方針や、木材の安定供給に関する措置、木材利用即林本部の設置等について定めた法律。

多面的機能（ためんてききのう）

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、木材の生産等の森林がもつ多面にわたる機能。

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

土壌の粒状構造の一つ。適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し、比較的柔らかで丸味があり、押すとすぐつぶれ、パンクず状になる。有機物が多く、通気、透水性に優れており、この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

地位（ちい）

林地の材積生産力を示すものである。樹種毎に40年生時の樹高を示して地位指数として表すこともある。



### 地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画策定の指針、基準等を示すものである。

### 地況（ちきょう）

位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。

### 地球環境保全機能（ちきゅうかんきょうほぜんきのう）

二酸化炭素の固定などの森林の働きが保たれることによって発揮される機能。ただし、属地性をもたない。

### 治山事業（ちさんじぎょう）

森林法に規定する保安施設事業と地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事またはぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

### 鳥獣害防止森林区域（ちょうじゅうがいぼうししんりんくいき）

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域。

### 長伐期施業（ちょうばっきせぎょう）

通常の伐採年齢のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。スギでは70年生、ヒノキでは80年生を伐採年齢となる。

### つる切り（つるきり）

育成しようとする樹木に巻き付くつる類を取り除くこと。通常、下刈り\*を終了してから、育成使用とする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

### 適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合、または林種を転換して収穫量を上げるために、その土壌に最も適した樹種を選んで植栽すること。

### 天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ、マツ林などで行われている。）

### 天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽して成長する場合（萌芽更新\*）などがある。

### 天然生林（てんねんせいりん）

主として、天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

### 天然林（てんねんりん）

人の手をほとんどかけていない自然の森林。母樹から地表へ種子が落下、着床した後、発芽・生長してできる森林。

### 特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定苗木（とくていなえぎ）

特定母樹から育成された苗木。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。

特定母樹（とくていぼじゅ）

新たに選抜育種した品種で、成長量が同じ環境で従来品種に比べて概ね 1.5 倍以上で材の強さや花粉の量が一般的な花粉量の半分以下などの農林水産大臣の指定基準をクリアしたものである。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類、山菜、竹（タケノコ）、椿油、ハラン等がある。

-----  
《な》

長崎県産材（ながさきけんさんざい）

県内の森林から伐採された素材（原木）及びその素材を製材工場等において加工した製品。

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹、また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

二次林（にじりん）

原生の森林が伐採され、その後萌芽等により天然力で復した森林をいう。植生遷移の2次遷移からいう。

認定森林施業プランナー（にんていしんりんせぎょうぷらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、小規模森林所有者の森林をとりまとめ、施業の実施に関する合意形成を図る人材。県内には42名のプランナーが活躍している（令和5年3月末現在）

-----  
《は》

バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。中でも、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

### 伐期（ばつき）

主伐が予定される時期。伐期齢ともいう。

### 伐採種（ばっさいしゅ）

主伐における伐採方法をいい、一般的に皆伐、漸伐、択伐に区分する。

### 標準伐期齢（ひょうじゅんばっさい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。

### 風衝地（ふうしょうち）

常時、風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

### 複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、樹齢、樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。

### 不在村森林所有者（ふざいそんしんりんしゅゆうしゃ）

所有する森林とは別の市町村に居住する個人、または主たる事務所のある法人。

### 普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林、保安施設地区など、法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。

### プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応、部材加工コストの低減化、住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

### 文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場、自然とのふれあいなど学習・教育、また、芸術、伝統文化、地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

### 分収林（ぶんしゅうりん）

森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者で契約（分収契約）を結び、植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合う制度。分収林は、植林の段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」に大別。

### 平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。

### 保安施設事業（ほあんしせつじぎょう）

水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な事業。

### 保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林施設事業<sup>\*</sup>のため行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野その他の土地を指定する地区。

### 保安林（ほあんりん）

水資源の涵養、土砂の流出、魚つき、保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

### 保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

### 萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て、後継樹とする。クヌギ、コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており、しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

### 保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供し、また、史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、原生的な森林生態系、貴重な生物種が生育・生息している森林で、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。

### 保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息、リフレッシュ、散策、森林浴などの保養、また、行楽、スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

### 保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において、伐採後の林地保全、幼齢造林地を強風等から保護するため、伐採を行わず残しておく帯状の森林。

-----  
《ま》

### 松くい虫（まつくいむし）

森林病害虫の一つで、アカマツやクロマツに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる昆虫の総称。松くい虫被害という場合は、マツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによる被害を指すことが多い。

### マツノザイセンチュウ

樹木の材部に生息する材線虫の一種。全国的に発生している松枯れは、この線虫が樹木内に侵入して起こる。マツノマダラカミキリが媒介し、被害木は夏の終わりから秋にかけて、あるいは、冬を越した春から初夏にかけて急激に赤変し、枯死する。

### 未立木地（みりゅうぼくち）

伐採跡地以外の無立木地。

### 民有林（みんゆうりん）

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

### 無立木地（むりゅうぼくち）

## 【森林計画関係用語集（解説）】

通常、樹木が生立していない林地をいう。伐採跡地と未立木地の総称。

### 芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる作業。

### 木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林。

---

《や》

### 山元立木価格（やまもとりゅうぼくかかく）

立木の状態で販売価格。一般には、丸太の市場価格から、伐採、搬出等に必要経費を控除して算出した価格。

### 用材（ようざい）

構造材、建築用材、家具用材を指す。

---

《ら》

### ラミナ

集成材を構成する板材のこと。

### 立木（りゅうぼく）

土地に生育する個々の樹木。

### 林家（りんか）

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。

### 林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。

### 林況（りんきょう）

林種、樹種、林齢、胸高直径、樹高、本数、材積、成長量等の要素を一括して林況という。

### 林業研究グループ（りんぎょうけんきゅうぐるーぷ）

林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、事業などを行うグループ。略して「林研グループ」という。

### 林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などの総称である。

### 林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。一般車両は通行が制限される。

#### 林業普及指導員（りんぎょうふきゅうしどういん）

森林法第187条に定められる職員で、専門事項に関する調査研究、林業に関する技術及び知識の普及、森林の施業に関する指導を行う。

#### 林業労働力確保支援センター（りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー）

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業者の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。

#### 林産物（りんさんぶつ）

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、きのこなどの特用林産物がある。

#### 林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

#### 林小班（りんしょうはん）

森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で分け、それを「林班」と呼んでいる。通常林班は50ha程度で設定し、その表示は数字で表す。また、林班内を所有者、林相、林齢、樹種、法令等の内容が異なるごとに細かく分けたものを「小班」といい、数字で表す。

#### 林相（りんそう）

森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。

#### 林地開発（りんちかいはつ）

森林における1haを超える開発行為をいい、県知事の許可が必要である。

#### 林地残材（りんちざんざい）

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。

#### 林道（りんどう）

原則として不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道。国有林野事業の管理経営のために森林管理署等が主に国有林野内に開設する国有林林道と、民有林の林業等のために、市町村や森林組合等が民有林内に開設する民有林林道がある。

#### 林道改良（りんどうかいりょう）

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

#### 林道密度（りんどうみつど）

単位森林面積当たりの林道延長のことで、m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したものの。



林内相対照度（りんないそうたいしょうど）

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルクス）に対する、林内の照度の比を%であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のことで、m/haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林分（りんぶん）

森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は「林木」という。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

列状間伐（れつじょうかんぱつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、一定間隔で列状に伐採する間伐手法。

連年成長量（れんねんせいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。

路網（ろもう）

森林内にある公道、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効果的に行うためには、路網の整備が必要となる。

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。